破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２１１６号
札幌市西区西野７条６丁目１番８号
債務者　齊藤久美子（旧姓平間）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２９０号
札幌市白石区北郷８条４丁目９番25号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
札幌市厚別区厚別北１条２丁目２番３－205号
債務者　佐藤　篤子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２号
札幌市西区山の手１条５丁目４番10－401号
債務者　安田　雄介
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９号
札幌市清田区里塚２条６丁目22番10号
債務者　中村美由紀
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３号
札幌市白石区本通13丁目南10番14号　ラフィーネお乃201号
債務者　亀滝　るり
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０号
札幌市東区北34条東７丁目１番22号
債務者　小川　彩香（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３号
北海道石狩郡当別町太美町23番地26、住民票上の住所札幌市清田区平岡公園東７丁目１番25号　ラークリープＡ－201号
債務者　吉田　詠子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７号
札幌市北区北35条西４丁目３番５－303号
債務者　杉本　裕紀
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２２号
札幌市豊平区豊平３条４丁目１番20－503号
債務者　大山　郁子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３号
北海道名寄市西10条南２丁目１番地12　リンゼイ団地　アカゲラ14号
債務者　富田　俊一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２８年（フ）第２３７号
釧路市鳥取南８丁目６番14号
債務者　佐藤　奈美
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第７号
釧路市柏木町６番1809号
債務者　吉田　弘昌
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１６号
北海道帯広市西18条南２丁目15番地２　グランパルク西陵202
債務者　丹代　直美
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第８号
山形県酒田市両羽町281番地の１
債務者　齋藤　　修
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第３２８号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1558番地７
債務者　田端　純子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３１号
群馬県前橋市天川町1620番地１　ＲＡ－201号
債務者　横地　敦子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係